

2. 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度 (今期事業達成目標)	計画通りに教育が完了したことで、ラオス全土の看護師による歯科口腔保健活動が開始され、歯科口腔疾患の発症率を半減させるための予防活動がラオス全18県において開始された。
	看護師に対する歯科口腔保健教育のための拠点、及び一元管理された教育システムが整備された。ラオス全土より予定通りの人数の一般看護師を首都に招聘して教育し、歯科口腔保健の普及、予防プログラムの実施基盤が構築された。
(2) 事業内容	申請書に記載された事業内容をそのまま変更することなく実施できた。ただし、活動スケジュールについては、承認された事業変更内容に基づき、当初計画より変更して実施した。 本報告書に記載している現在においても、コロナ禍でラオス政府はロックダウンを決定した。在ラオス日本国大使館からの毎日のメールに、ラオス全土で新規感染者が数十名、と報告されている。ロックダウンにより外出を控える事、国外はもちろん国内の移動も制限された状態で、看護師を首都に招聘あるいは地方巡回が出来ない状況である。 以下、本事業申請書に記載の活動内容毎に記載する。 詳細な活動内容については、別紙（写真付き）を参照。 活動1 歯科口腔保健教育の実習拠点施設の設立及び看護師への教育実習の実施 本活動では、ラオス全18県を対象に、ヘルスセンターに在籍する一般看護師を首都の実習拠点施設に招聘して、2週間の歯科口腔保健の講義・実習を計6回行なった。 活動1-2 機材の設置 実習に利用する資器材について、コロナの影響で到着が遅れましたが、本事業の上半期には全て揃い、下半期の講義・実習には問題なく使用ができました。 活動1-3 看護師への歯科口腔保健教育実習 講義・実習の内容については、コロナの影響で、ZOOMを通して日本人専門家がラオス人専門家を指導した。過去の事業にて作成した一般看護師向けの歯科・口腔保健に関する教材を元に、実際に医療現場でアクションが可能となるような講義内容を日本人専門家が追加し、日本人専門家が準備した講義内容についてラオス人専門家に共有し、ラオス人専門家がラオス語に翻訳した。また、講義内容を英語で話させ、説明方法や重要なポイントを日本人専門家が教示し、再度講義内容を話させることでポイントを十分に理解させた。2週間の講義・実習の目的は、受講した看護師が地元に戻った際に、住民に歯磨き指導などの歯科口腔保健活動および啓蒙活動を実施させることであった。講義・実習内容が確定した時点で、一般看護師が受講後にどれだけ講義内容を理解しのかを測るテストを作成した。 毎回の講義・実習では、各県2名ずつ、計36名を対象に行なった。対象者の選定にあたっては、各県において講義・実習後に県内の他の看護師にスキル移転ができるリーダー的な者を選定するように各県保健局に依頼した。その甲斐があり、非常に意識が高い看護師が集まった。講義に参加する真剣な姿勢、多くの質問、また意見を求めた場合にしっかりと発言をしていた。 実習の一環で、近隣の小学校を訪問した。小学校でも実習施設での実習と同様、口腔内のチェックと記録、そして小学生への歯磨き指導を実施した。口腔内のチェックは、まず歯科医がチェック方法を見せ、

次に歯科医の監視のもとで看護師がチェックを行った。この実習は、看護師自身が所属するヘルス・センターに戻った際、住民の歯科口腔内の健康をチェックし、疾患などを発見した際に県内の病院や歯科クリニックに連携する役割を担うための指導であった。講義・実習の最終日に、一般看護師の習熟度を測るためのテストを実施し、本報告書の「達成された成果」に記載の通り、参加した全看護師が指標である正解率 8 割以上を達成した。

受講後も看護師と連携が取れるように、看護師とヘルス・サイエンス大学教員を対象に WhatsApp を利用して 1 グループを構築した。現在においても同ネットワークで盛んに情報が共有されている。独自の歯科口腔保健活動を報告する者、住民の口腔疾患について相談する者など、活発な情報共有が行われており、現場看護師との重要なコミュニケーション手段を確保した。

本活動にてラオス全土より予定通りの人数の一般看護師を首都に招聘して教育し、歯科口腔保健の普及、予防プログラムの実施基盤が構築された。

コロナ禍での講義・実習の実施であったが、受講者の選定にあたっては県保健局に依頼し、直近 14 日間で発熱などの症状がない看護師を選定した。また、受講者には必ずマスクを着用させ、また教室の入り口に設置した体温計にて毎朝体温をチェックさせた。ハンド・ジェル、ハンド・ソープも常に用意し、手洗いも励行した。結果として、事業期間中、コロナ感染者を出すことなく全ての実習・講義を完了した。

本活動にて、申請書では 200 名と記載していたが、一般看護師計 216 名（6 回×1 回あたり 36 名）の看護師が、実習拠点施設で歯科口腔保健に必要な知識、および歯垢除去方法などの技術を習得した。

活動 2 巡回型予防プログラムの実施

本活動では、事業対象地の 4 県にて歯科疾患予防のための知識と技術を、ヘルス・センターに勤務する一般看護師を一堂に介して技術移転した。各県の対象看護師は、講義・実習を行う施設を中心に周辺の 5 郡から、毎回 18 名ずつ選定した。実施回数が 6 回と限定されているため、極力県の広範囲に講義・実習の効果が出るように配慮した。

活動 2-1. 巡回用バスの準備

COVID-19 に対応するためにラオス政府が 4 月 1 日から 6 月末までの外出禁止令を発したため、また免税購入のために必要な書類・MoU の調印が遅れた影響で、実際の車両の納車は 12 月 17 日となった。

活動 2-3. 巡回型予防プログラムの実施

プログラム実施にあたり、活動 1 と同様に、日本人専門家よりラオス人専門家に ZOOM を通して技術移転した（詳細は活動 1 と同様）。本活動の講義・実習内容は、活動 1 の「歯科口腔保健教育の実習拠点施設の設立及び看護師への教育実習の実施」のカリキュラム内容を 1 週間分に短縮したものだが、医療現場での活動実施を視野に入れ、職場で即実践できる知識・技術を主体とし、より実習に重きをおいた内容とした。

1 回の地方訪問時に、講義 4 日間・実習 1 日の計 5 日間を費やした。講義の最終日に、参加者が今後どのような活動を独自でヘルス・センターにて行うかを述べさせ、一般看護師に具体的な活動をイメージさせて予防活動に繋がるように促した。また、初日と最終日には必ず県保健局の局長あるいは副局長に参加してもらい、本活動が県保健局の政策の一環であることを参加者に常に意識させた。

	活動１と同様に、コロナ禍での講義・実習の実施であったが、受講者には必ずマスクを着用させ、また教室の入り口に設置した体温計にて毎朝体温をチェックさせた。ハンド・ジェル、ハンド・ソープも常に用意し、手洗いも励行した。結果として、事業期間中、コロナ感染者を出すことなく、活動は完了した。 本活動にて、申請書では８０名と記載していたが、計１０８名（６回×１回あたり１８名）の看護師が、歯科口腔保健に必要な知識、および歯垢除去方法などの技術を習得した。
(３) 達成された成果	本事業申請書の記載内容に従い、以下に成果を記載する。 活動１においては、申請書では２００名と記載しておりましたが、一般看護師計２１６名（６回×１回あたり３６名）の看護師が、実習拠点施設で歯科口腔保健に必要な知識、および歯垢除去方法などの技術を習得した。 活動２においては、申請書では８０名と記載していたが、計１０８名（６回×１回あたり１８名）の看護師が、歯科口腔保健に必要な知識、および歯垢除去方法などの技術を習得した。 活動１ 歯科口腔保健教育の実習拠点施設の設立及び看護師への教育実習の実施 １－３ 看護師への歯科口腔保健教育実習 (期待される成果) 教育対象の看護師が、教育後に地元県で歯科・口腔保健活動に従事するに足るレベルに習熟することで、地域の歯科口腔疾患の発症率軽減を実現する。 (指標) 看護師全員による習熟度テストの正解率８割以上 (成果) 参加した全員が正解率８割以上を達成した。 計６回の２週間の講義・実習において、参加した全看護師が、指標である正解率８割以上を達成した。ZOOMを通して、日本人専門家から技術移転されたラオス人専門家による講義・実習の指導方法も十分だったと言える。実際、多くの看護師が満点を取っており、教育実習の十分な成果を得た。 活動２. 巡回型予防プログラムの実施 ２－３ 看護師への歯科口腔保健教育実習 (期待される成果)。教育対象の看護師が、教育後に歯科・口腔保健活動に従事するに足るレベルに習熟することで、地域の歯科口腔疾患の発症率軽減を実現する。 (指標) 看護師全員による習熟度テストの正解率８割以上 (成果) 参加した全員が正解率８割以上を達成した。 首都の実習拠点施設での教育、および巡回型予防プログラムの実施により、歯科口腔保健活動の知識・技術を習得した一般看護師がヘルス・センターに戻り、医療インフラが整っていない地域住民が歯科口腔保健サービスを楽しむ環境を構築した。事業対象地域の人々に対する質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスを可能とした（SDGs 3.8に該当）。

	また、歯科口腔保健教育の実習拠点施設の設立により、知識および歯垢除去方法などの技術移転が可能となったことで、保健人材の能力開発・訓練および定着を拡大させた（SDGs 3. cに該当）。
（４）持続発展性	１）歯科口腔保健教育の実習拠点施設が継続して稼働 本事業・第一年次に改装が終了した歯科口腔保健教育の実習拠点施設の維持・管理方法について、本事業・第二年次において、カウンターパートであるヘルス・サイエンス大学に技術移転した。施設の施錠、トイレなどの水周りの点検、壁や屋根などの建物の点検、また清掃に至るまでの維持・管理方法を指導した。本事業・第三年次において、カウンターパートが独自に施設を維持・管理し、私共団体が監視して、必要により助言を行っていくことで、確実に施設が維持・管理される。 ２）日本人専門家からラオス人専門家への技術移転により、看護師教育カリキュラムが確定 本事業終了後も継続していく看護師への教育カリキュラムが確定した。コロナ禍という異常な状況ではあったが、日本人専門家がZOMMを通してラオス人専門家に技術移転を行い、教科書、指導方法が確定した。カリキュラムが確定したことで、歯科口腔保健教育の実習拠点施設における教育実習が継続して実施される環境が整った。 ３）歯科口腔保健活動の知識・技術を習得した一般看護師の排出 首都の実習拠点施設での教育、および巡回型予防プログラムの実施により、知識・技術を習得した一般看護師がヘルス・センターに戻り、歯科口腔保健活動が実施されるようになった。医療インフラが整っていない地域住民が歯科口腔保健サービスを楽しむことができる環境を構築することにより、事業対象地域の人々に対する質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスを可能とする（SDGs 3. 8に該当）。